

令和8年第4回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和8年4月27日(月)午後1時30分から2時03分

2. 開催場所 安芸市役所 2階 会議室

3. 出席農業委員(10人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	大久保暢夫
	4番	西岡 秀輝
	5番	川島 一義
	6番	栗山 浩和
	8番	有澤 節子
	9番	福本 隆憲
	11番	千光士 伊勢男
	12番	小松 昭則
	13番	小松 豊喜

4. 出席農地利用最適化推進委員(4人)

川北	中平	秀一
土居	入交	大輔
井ノ口	西岡	大作
畑山	小松	光正

5. 傍聴者 なし

6. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項許可申請について
議案第4号	農地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について
議案第5号	非農地証明願について
その他	

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	三宮一仁
事務局次長兼振興係長	小松重矢
事務局農地係長	岩永 章

8. 議事概要

議長 これより、本日の会議を開きます。
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の委員の皆さまの出欠状況を報告いたします。
定数 13 人、欠席 3 人、出席数 10 人であります。
欠席委員の 3 番樋口なぎさ委員、10 番公文啓子委員、14 番小松昌平委員からは、それぞれ所用のため欠席の届出がっております。
また、4 番西岡委員、6 番栗山委員から遅参の届出がっております。
次に、事務の概要報告ですが、今回は特に報告すべき事務の概要はございませんでした。以上でございます。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
はい、「異議なし」と認めます。
よって、本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。
会議規則第 21 条第 2 項の規定により議事録署名委員に、千光士伊勢男委員及び小松昭則委員 を指名いたします。

議長 それでは、『報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出』について、事務局が説明をいたします。

事務局 議案書は 1 ページをお開きください。
(小松) 『報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出』です。
今回は、5 件の届出が出ています。
届出番号 1 番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり川北の 18 筆で、面積は 2,919.61 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。
届出番号 2 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の1筆で、面積は277 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号3番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の7筆で、面積は合計6,376 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号4番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の4筆で、面積は合計2,187 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号5番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり僧津の1筆で、面積は925 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

説明は以上です。

議長 ただいまの『報告第1号 農地法第3条の3届出について』質問、意見などがございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等、なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

議長 続きまして、『議案第2号、農地法第3条許可申請について』を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 (小松) 「議案第2号、農地法第3条許可申請について」説明いたします。議案書は4ページになります。今回は2件の申請がありました。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり穴内の3筆で、面積は3,523 m²です。

売買による所有権移転の申請で、ナスの栽培を予定しております。所在地は、5ページに地図を掲載しております。穴内堆肥センターの東方向にある農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はナスを栽培し農業を営んでおります。今回の申請地でも引き続きナスを栽培する予定であり、農作業に従事する家族等の状況、農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ナスを栽培し農業を営んでおり、農業に従事する予定者は、年間330日が1名と300日が1名となっています。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはナスの栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、4月9日に小松昭則委員、長野榮徳委員に確認していただきました。

申請番号2番です。

譲渡人、譲受法人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の2筆で、面積は合計389㎡です。

売買による所有権移転の申請で、文旦の栽培を予定しております。既に文旦が栽培されている状態での購入ですが、数年ほど手入れができていなかったことから、施肥や剪定等の管理から始めるとのことです。所在地は、6ページに地図を掲載しております。井ノ口山田集落の東方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受法人は令和6年7月に設立された

法人でユズや文旦を栽培しております。今回の申請地でも引き続き文旦を栽培する予定であり、農作業に従事する社員等の状況、農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、譲受法人は農地所有適格法人です。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受法人は、ユズや文旦を栽培している農地所有適格法人であり、農業に従事する予定者は、年間 300 日が 1 名と 50 日が 1 名おります。このため、農作業を行う必要がある年間 150 日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には引き続き文旦が栽培される予定であり、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、4 月 10 日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に事務局が予め撮影してきた写真により確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、①を小松昭則委員、②を大久保暢夫委員、お願いします。

昭則委員 ①です。4 月 9 日に確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

大久保委員 ②です。写真で確認しました。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 別に無いようですので、採決いたします。

『議案第 2 号農地法第 3 条許可申請について』は、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 (全員)賛成です。
よって、『議案第2号 農地法第3条許可申請について』は原案どおり認め、許可することに決定しました。

議長 続きまして、『議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について』を議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 (岩永) 議案第3号の5条申請について説明いたします。今回は1件の申請が提出されております。

議案書は7ページをご覧ください。

申請番号1番。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は1,653㎡で、転用目的は集合住宅の建築です。

場所は8ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は県立あき総合病院の東側にある農地です。現地確認は4月10日に川島一義委員、公文啓子委員、渡辺禎宏委員にさせていただきました。

次に別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地にあたりと判断しています。理由は、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線あき総合病院前駅から概ね300m以内にある農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてです。譲受人は、生花店兼不動産賃貸業主で、不動産賃貸業の経営には一定の知識があり、集合住宅建築の提案を受けました。検討した結果、将来の生活基盤の強化を図るため、集合住宅の建築を計画しました。当該申請地は、国道55号線の北側で、付近には、県立あき総合病院、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線あき総合病院前駅、ショッピングセンター、民家等が混在している地域のため、集合住宅の建築に最適と判断したものです。

②資力や信用につきましては、融資証明書の写しを確認し、資金面で問題はないと判断いたしました。

③遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

④計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、集合住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

た。

⑤周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側及び南側は宅地、西側は自己残地である水路を挟んで宅地、東側は自己敷地である農地及び道路です。生活雑排水は申請地南側の安芸市管理の下水道管に接続、建物への雨水は雨水管を経由し申請地東側市道側溝へ排水する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域内で、農業振興地域外となっています。総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、川島一義委員、お願いします。

川島委員 4月10日に現地確認してきました。事務局の説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問・意見等なし)

議長 別に無いようですので、採決いたします。

『議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について』、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 (全員)賛成です。

よって、『議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について』は、原案どおり認め、許可することに決定しました。

議長 続きまして、『議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について』を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 『議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について』説明します(小松)

これらは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)となります。今回、8件提出がありました。

申請番号1番と申請番号2番です。借受法人が同一なので、併せて説明します。貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野の2筆と1筆です。地目は田で、面積はそれぞれ660㎡と866㎡です。作物は、借受法人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は10年間で、60,000円/10aの条件で新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、13ページに地図がございます。赤野小学校の東方向にある農地2か所です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、4月9日に、栗山浩和委員、小松幸宏委員に確認していただきました。

申請番号3番と申請番号4番です。借受人が同一なので、併せて説明します。貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり西浜の2筆と1筆で地目は田で、面積はそれぞれ1,326㎡と249㎡です。作物は、借受人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は15年間で、75,415円/10aと150,120円/10aの条件で新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、14ページに地図がございます。市営津久茂団地の北西方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、4月10日に、川島一義委員、公文啓子委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

申請番号5番と申請番号6番です。借受人が同一なので、併せて説明します。貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の1筆と3筆で地目は田、面積はそれぞれ9㎡と2,875㎡です。作物は、借受人がハウスを建ててナスを栽培する予定をしており、賃借期間は20年間で、82,940円/10aと82,900円/10aの条件で新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、15ページに地図がございます。井ノ口高台寺職員住宅の東方向にある農地です。

こちら、写真から分かりますように、現在、ほ場整備の工事中ですが、もうすぐ完了予定と聞いております。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、4月10日に、大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認して

いただきました。

申請番号7番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の4筆で地目は田で、面積は4,136㎡です。作物は、借受人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は10年間で、70,000円/10aの条件で新規設定の計画です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地は16ページに地図がございます。川北のキセキレイの南方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、4月9日に、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

申請番号8番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり伊尾木の3筆で地目は田で、面積は合計1,351㎡です。作物は、借受人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は10年間で、74,019円/10aの条件で新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、17ページに地図がございます。伊尾木郵便局の南方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、4月8日に黒岩榮之委員、4月13日に内川会長に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号①②を栗山委員、③④を川島委員、⑤⑥を大久保委員、⑦を中平秀一委員、お願いします。⑧は私が説明します。

栗山委員 ①②です。4月9日に確認してきました。説明のとおりです。

川島委員 ③④です。4月10日に現地確認してきました。説明のとおりです。

大久保委員 ⑤⑥です。4月10日に現地を確認してきました。説明のとおりです。

中平委員 ⑦です。4月9日に確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

内川会長 ⑧です。4月8日に黒岩委員、13日に私が現地確認しました。説明のとおりです。

議長 それでは審議をお願いします。

(質問・意見等なし)

議長 別に意見はないようですので、採決いたします。
『議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について』申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。
よって、『議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について』は申請どおり決定いたしました。

議長 それでは、『議案第5号、非農地証明願について』を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 『議案第5号、非農地証明願について』、説明いたします。
(岩永) 議案第5号、非農地証明願を説明いたします。議案書は18ページです。今回は1件の申請がでております。
申請番号1番、申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は2筆で134㎡となっております。
所在地の地図は19ページに掲載しております。東赤野地区の東赤橋の北にある土地で、現在は建物が建っています。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。
現地ですが、昭和42年に居宅を建築、昭和60年にトイレを増築し、現在に至っています。現地の状況及び、安芸市税務課の発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。
現地につきましては、4月9日に栗山浩和委員、小松幸宏委員に確認していただきました。
説明は以上です。

議長 現地確認の報告を栗山浩和委員、お願いします。

栗山委員 4月9日に現地確認しました。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別に(ほかに)なければ、採決いたします。

『議案第5号 非農地証明願について』を、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 (全員)賛成です。

よって、『議案第5号、非農地証明願について』、申請どおり認定することに決定いたしました。

議長 以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、『その他』の件について、事務局から説明いたします。

事務局 私から2点ございます。

(小松) この7月で次期委員さんに改選になりますけれども、この6月議会で議会の同意を得る必要があります。引き続き受けていただいた方々には、以前に応募用紙に書いていただいた経歴を所定の様式にまとめたものを机に配布させていただいています。修正などありましたら、時間が無くて申し訳ありませんが、今週中に事務局までお申し出いただくようお願いいたします。

もう1点、来月の定例会は5月25日(月)ですので、ご参加をお願いします。事務局からは以上です。

議長 以上で、本日の定例会日程はすべて、終了しました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 5 月 25 日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員